

通所介護「ひまわりいきいき倶楽部」

通所介護・介護予防通所介護重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	通所介護「ひまわりいきいき倶楽部」	
所在地	広島県尾道市久保一丁目13番14号	
提供可能サービス 及び介護保険事業所番号	通所介護 介護予防通所介護	3471101737号
管理者及び連絡先	氏名	連絡先
	泉 司	0848-37-5890
サービス提供地域	尾道市（因島、御調町、瀬戸田町を除く）	

2 事業所の職員体制等

職 種	資 格	常 勤	非 常 勤
管 理 者	作業療法士	1	
生活相談員	介護福祉士 介護支援専門員		2
機能訓練指導員	理学療法士		1
看護職員	准看護師		2
介護職員	ヘルパー2級	2	1

※「ひまわり訪問看護ステーション」と連携

3 営業日及び営業時間

- ・営業日 月曜日から土曜日
※日曜日、祝祭日、盆、年末・年始（12月31日～1月3日）はお休みです。
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとします。
うち、サービス提供時間は、午前9時30分～午後4時35分までとします。

4 サービス利用料及び利用者負担

(1) 利用料

利用料の額は、別表 1 に示すように、厚生労働大臣の定める基準によるものとします。介護保険を利用する場合は、原則として基本料金及び加算料金の 1 割ですが、負担割合によって 2 割、又は 3 割になります。介護保険の給付の限度額を超えた部分にかかるサービスまたは介護保険対象外のサービスは全額自己負担になります。

(2) その他

- ア 交通費 通常のサービス提供地域（または送迎地域）以外の地域についてのみ、所定の交通費（実費相当）が必要となります。（別途見積もりいたします。）
- イ 自己負担金は、原則として毎月末日締めにて 1 か月ごとに請求させていただきますので、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。
 - A 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月 1 回引き落とします。）
 - B 現金払い（サービス提供時に毎回または月 1 回定められた日にお支払い願います）

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。

当社職員がお伺いし、契約を締結した後サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知すると共に居宅介護支援事業所と相談の上、地域の他の訪問介護事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者（介護認定を受けたご本人）が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者（介護保険給付でサービスを受けた方）の認定区分が非該当（自立）または要介護から要支援（若しくは要支援から要介護）と認定された場合
※この場合、条件を変更して再度契約することができます
- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合

6 キャンセル

利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

（できるだけサービス利用の前日か当日の 8：30 までにご連絡ください）

全体窓口（連絡先）（電話）：0848-37-5890

（受付時間 8：30 ～ 17：30）

連絡なく当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになります。

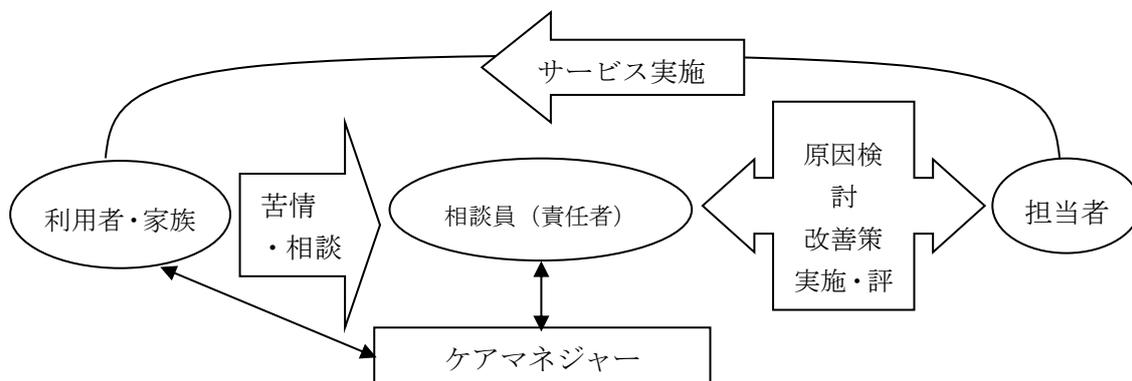
*キャンセル料 = 当日の利用者負担金の 100% + 食事代金

7 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談コーナー	電話番号	0848-37-5890
	FAX 番号	0848-37-5387
	相談員（責任者）	泉 司
	対応時間	8：30 ～ 17：30

相談・苦情は相談員（責任者）が責任を持って対応します。いただいた苦情・相談について担当者と原因・対策を検討し、利用者や家族また介護支援専門員等と連絡を取りながら改善策を考え、実施し評価してまいります。



○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町 介護保険相談窓口	・尾道市役所 介護保険係 所在地 尾道市久保一丁目15番1号 電話番号 0848-38-9440 利用時間 平日 8:30~17:15
広島県 国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0783 FAX番号 082-511-9126 利用時間 平日 8:30 ~ 17:15

8 緊急時（事故発生時）の対応

緊急事態が発生した場合、次の対応を致します。

順位	対応内容
1	救急対応（状態観察、気道確保）
2	主治医に連絡し適切な処置を行います
3	家族に連絡
4	居宅介護支援事業者に連絡

緊急時に主治医の連絡が取れない場合は当社医師に連絡を入れ指示を仰ぎます。



事故記録を残し、再発防止に役立てます。
居宅介護支援事業者賠償責任保険に加入しています。

9 虐待防止に関する事項

(1) 利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、担当者を定めて次の措置を講じます。

- ①虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③虐待防止の為の指針整備

④虐待防止の為の対策を検討する委員会の設置と従業者への周知

- (2) サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係市町村に通報します。

10 身体拘束の禁止

- (1) 当事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行ないません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、高速の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適性な手続きにより身体等の拘束を行います。
- (2) 職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

11 ハラスメントに関する事項

当事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
（パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント他）
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
（パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント）
 - ③意に沿わない性的な誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ
（セクシャル・ハラスメント）上記は、当事業所職員、利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

12 衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行ないます。
- (2) 事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討するミーティングを実施していく。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備します
- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施します。

13 業務継続に向けた取り組みの強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する通所サービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行います。

<緊急連絡先>

緊急連絡先	氏名 〔医療機関名〕	続柄	住所	電話番号 (自宅・勤務先)
主治医	()	/		
家族等連絡先 1				
家族等連絡先 2				

9 当社の概要

名称・法人種別	有限会社ひまわりライフケアサポート
代表者名	長坂 陽子
本社所在地 電話番号	広島県尾道市久保二丁目15番17号 0848-20-7630
業務の概要	平成12年1月設立 訪問介護送迎サービス、福祉用具貸与、福祉用具販売、おむつの宅配、住宅改修、訪問看護、介護保険請求業務支援、居宅介護支援事業所、通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護 賃貸住宅
事業所数	8カ所

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業所 所在地 広島県尾道市久保二丁目15番17号
会社名 有限会社ひまわりライフケアサポート
事業所名 通所介護 「ひまわり いきいき倶楽部」

説明者 _____ 印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人または立会人
住 所 _____

氏 名 _____ 印